

陳情第 1 3 号		受理年月日	令和 7 年 2 月 1 9 日
付託委員会		総務財政委員会	
件名	「市民センター条例・一部改正」の 4 月実施凍結を求めることについて		
要 旨			
北九州市は、昨年 12 月議会において「市民センター条例の一部改正」を提案した。その理由は「まちづくり協議会や N P O などから、市民センターで子育てや虐待予防などの有料イベントや講座を行いたいなどの要望もいただいていた。こうした地元の要望に的確に応えるため、若者や子育て現役世代の利用を促進することなどを趣旨とする条例改正を行う」としている。 これは、営利を目的とする団体への利用を認める方針転換であり、市民センターが本来果たすべき教育施設としての役割を損なうものである。住民の生涯学習活動、地域の自主的・主体的なコミュニティー活動など地域活動の拠点施設から貸館業へと設置目的が大きく変わることへの懸念が指摘されており、4 月からの実施は拙速であると考える。 条例改正案は賛成多数で可決されたが、付帯決議を可決している。すなわち、多くの問題点があることを議会は認めている。中心的な問題点として「変更にあたっては、市民センターの館長や職員、まちづくり協議会会長など多くの方から、営利利用についてどこまで認めるのか、また悪質なマルチ商法、靈感商法などに関するリスクへの対応はどうするのかなどについて、基準や要綱の提示、丁寧な説明がなく、大きな不安の声が上がっている」と指摘している。この懸念への対応がなされないまま、条例の一部改正を施行することは時期尚早である。 若者や子育て現役世代が活用できるようにするためには、開館曜日、閉館時間などの利用規定の改善を検討するとともに、利用団体や若者・子育て現役世代の意見をもっと広く聞くべきである。 ついては、下記の 3 点を陳情する。			
記			
1 市民センター条例一部改正の 4 月実施は凍結すること。			

2 関係者や利用団体からの意見を広く聴取すること。

3 管理要綱の見直しやマニュアル整備に当たっては、議会での熟議及び市民の意見や要望を丁寧に聴取すること。